

第7次羽曳野市総合基本計画・第3期羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定方針

1. 計画策定の趣旨

「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」をめざす第6次羽曳野市総合基本計画（以下「現行計画」と言います。）が、令和7（2025）年度に目標年次を迎えます。

この間、我が国を取り巻く状況は目まぐるしく変化し続けています。グローバル化の進展により、インフレの加速や為替レートの変動等の世界規模の経済情勢の変化が、市民生活に直接的な影響を与えるようになりました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行がもたらした対面での接触制限は、様々な分野においてデジタル技術の活用を急速に浸透させ、社会全体でのデジタル・トランスフォーメーション（DX）が加速化されることとなりました。さらに、気候変動による自然災害の多発・激甚化が進む中、地球温暖化を防止し、脱炭素社会の実現をめざすグリーン・トランスフォーメーション（GX）も、今後の社会の大きな潮流となることが予想されます。

特に、国家的課題となっている人口減少・少子高齢化は、本市においても切実な問題であり、今後のまちのあり様を一変させるインパクトを持っています。生産年齢人口の減少により税収の大幅な上昇が見込めない一方で、超高齢化社会の到来に伴って社会保障関連経費は一層増大することが予測され、さらに老朽化した公共施設・インフラの更新等も鑑みれば、行財政運営がより厳しさを増すことは明かです。加えて、人口構造の変化はまちを支える担い手の不足につながり、ライフスタイルや価値観の多様化による地域コミュニティの希薄化も相まって、まちの活力そのものが衰退していく要因となります。

こうした状況においても、持続可能なまちづくりを進めていくためには、人口をはじめとして客観的なデータに基づく将来推計を実施するとともに、刻一刻と変化する社会状況を鋭敏に捉えながら、市民ニーズを的確に把握し、効率的・効果的な行財政運営を計画的にしていかなければなりません。

また、人口減少・少子高齢化と東京圏への人口の一極集中が同時に進行する中、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざして制定された「まち・ひと・しごと創生法」は、令和5（2023）年で施行から10年が経過しました。

第2期羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現行戦略」と言います。）については、現行計画と同じ令和7（2025）年度で最終年次を迎えますが、総合戦略は複数分野にまたがる取り組みが多く、総合基本計画に位置付けられる中長期のまちづくりと共通する考え方・方向性を有していることから、今後の本市の地方創生をさらに推進するにあたって、両者において統一的な視点を持ち、より一貫性のある取り組みを進めていく必要があります。

そこで、市民に最も近い基礎自治体としての役割と責任をこれまで以上に果たすとともに、市民・事業者・行政がまちづくりの課題やまちの将来像を共有し、魅力と活力あるまちづくりを総合的・計画的・戦略的に進めていく指針として、第7次羽曳野市総合基本計画および第3期羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合基本計画等」と言います。）を一体的に策定するものです。

2. 計画策定にあたっての基本的な視点

〈1〉地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちづくり戦略の展開

本市は、大阪都市圏への良好な交通アクセスを有するとともに、世界文化遺産である「古市古墳群」や日本遺産である「竹内街道」をはじめとする歴史的資源、豊かな自然環境、さらにはブドウ・ワインや食肉等の特産物といった、数多くの魅力的な地域資源のあるまちです。

人口減少・少子高齢化が一層進展するなか、安定的な行政運営と持続的発展を図るためには、こうした豊かなまちのポテンシャルを最大限に活用し、本市独自の価値を高める必要があります。そこで、市民がまちに対する誇りと愛着を持ち、さらには人や企業を引きつける魅力あふれる羽曳野を創造する戦略的なまちづくり計画をめざします。

〈2〉SDGs とウェルビーイングの実現

国際連合が平成 27（2015）年に提唱した SDGs（持続可能な開発目標）については、現行計画の後期基本計画において各施策と紐付ける形で反映しています。SDGs は次期計画期間中の令和 12（2030）年に最終年を迎えますが、そこで提唱された「持続可能性」の概念や「パートナーシップによる目標達成」という手段は、自治体として引き続き重要視すべきものであり、次期総合基本計画等においてもその目標達成を推進していくこととします。

また、それに加えて、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であるウェルビーイング（Well-being）についても、近年、重要な価値基準となりつつあります。次期総合基本計画等においては、まちづくりにおいて市民の暮らしやすさや幸福度等の質的な要素を重視する観点から、その実現を推進することとします。

〈3〉市民・事業者・行政の共創による持続可能なまちづくりの推進

都市経営が厳しさを増す中、様々な課題を解決し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政の力だけでは十分ではありません。この難局を乗り切るためには、市民・事業者・行政がそれぞれの強みを活かし、適切な役割分担と相互の連携・協働により、共創によるまちづくりを進めていくことが求められています。

そのため、計画策定にあたっては、様々な立場の市民や各分野の関係者の参画により、まちづくりについて議論を行うとともに、各施策の検討・実行に際しても市民・事業者との共創を重要な手段として位置付け、計画を進行していくこととします。

〈4〉経営資源（財源・人材・施設）を有効かつ効率的に運用する行財政運営

行財政運営が今後ますます厳しさを増す中においても、質の高い市民サービスを継続的に提供していくため、市民にとって最適な施策・事業の選択を行うとともに、適切な財政収支見通しのもと、限られた経営資源を有効かつ効率的に運用していく行財政運営を、施策推進にあたっての考え方の土台に据えることとします。

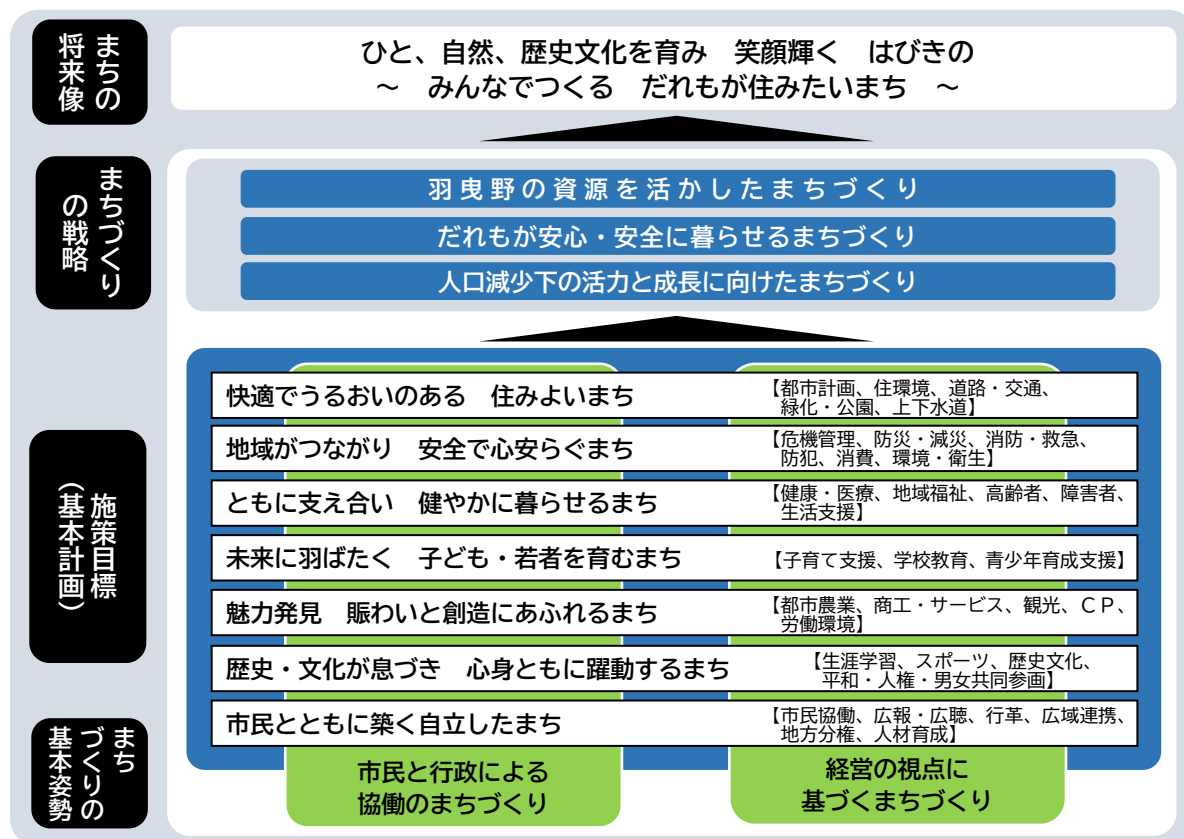
〈5〉DX・デジタル化推進による暮らしの向上

国が令和 4（2022）年 12 月に策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすデジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取

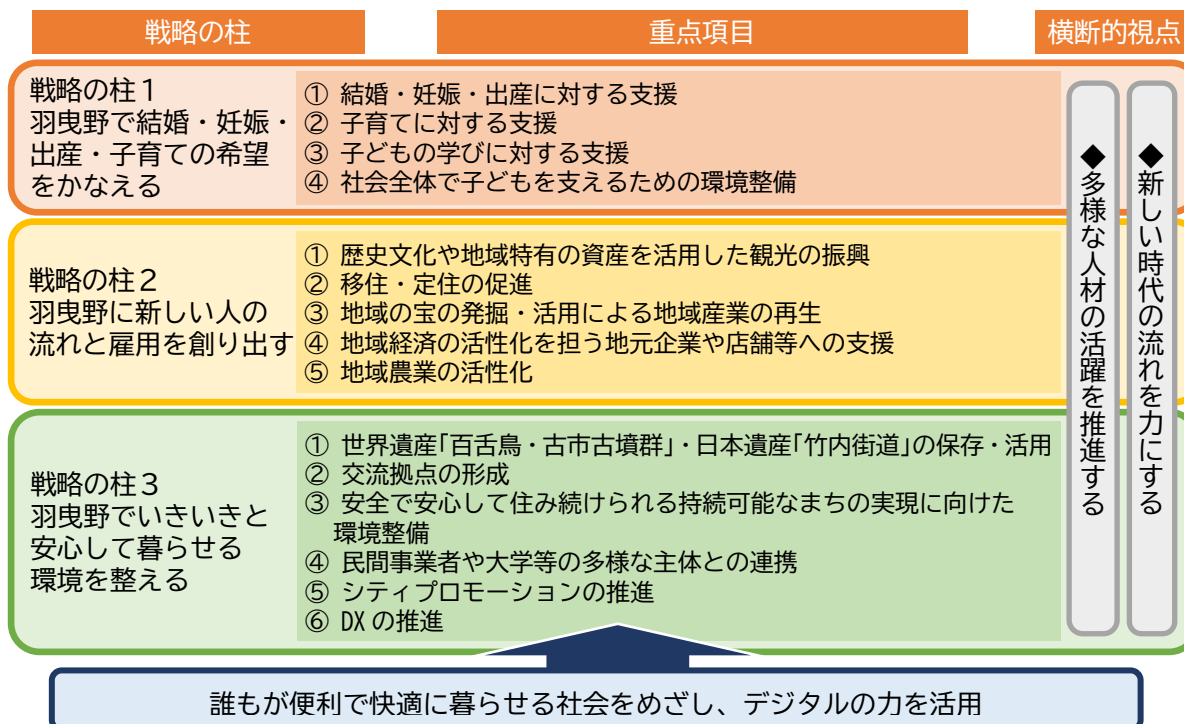
り組みを加速化・深化させることが示され、本市の現行戦略もこの考えを勘案して策定しています。総合基本計画と総合戦略を一体的に策定する次期総合基本計画等においても、この考え方を踏襲し、積極的なデジタル技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざします。

(参考)

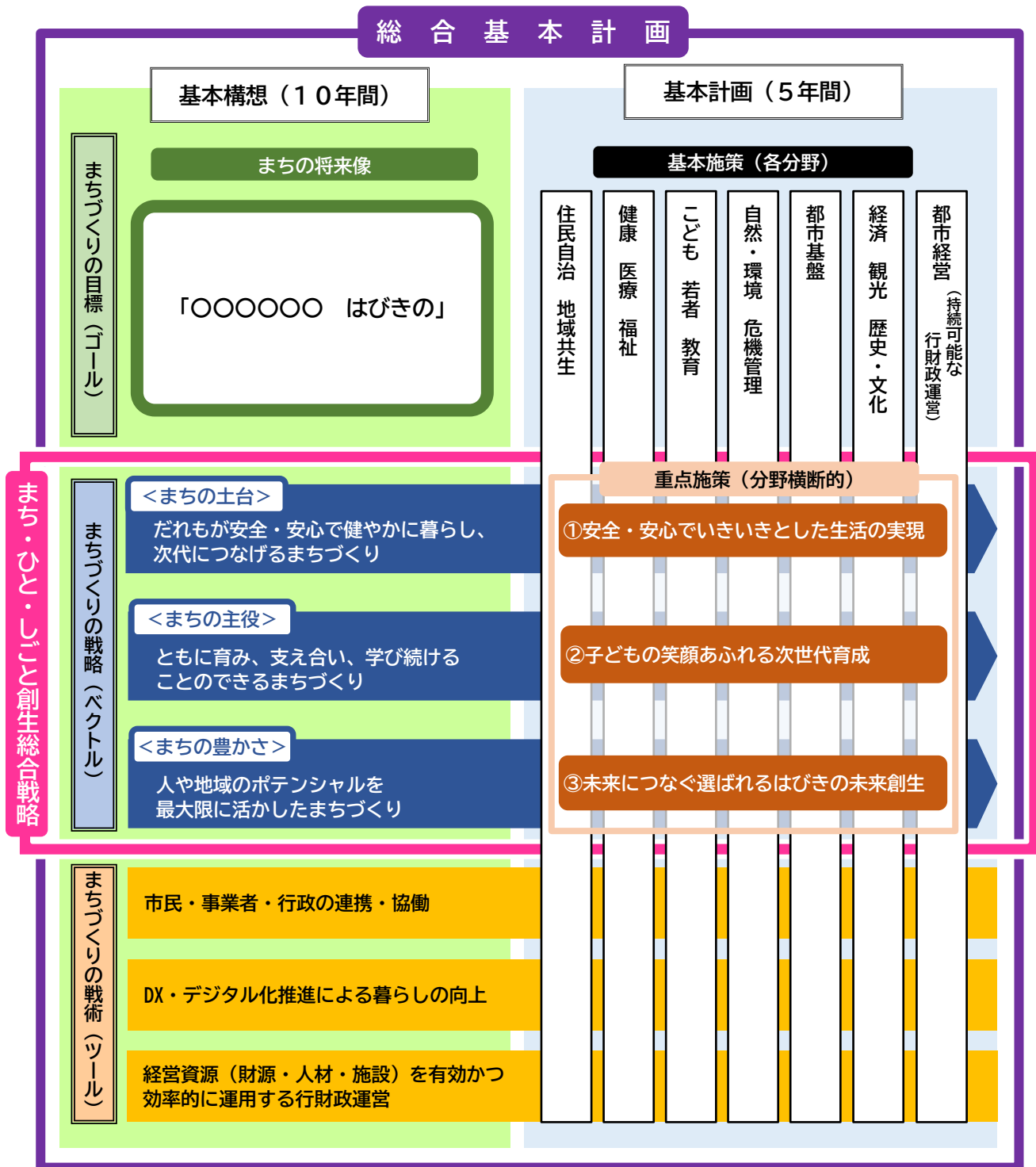
現行計画の体系



現行戦略の体系



次期総合基本計画等の体系（イメージ）



※まち・ひと・しごと創生総合戦略については、その精神を次期総合基本計画等の基本構想における「まちづくりの戦略」に落とし込みます。

その上で、基本計画における基本施策において、各戦略の中核となる施策を重点施策として位置付け、推進していくこととします。

3. 計画の概要

〈1〉計画の位置付け

総合基本計画の根幹部分である「基本構想」については、平成 23（2011）年の地方自治法改正により、法に基づく策定の義務付けはなくなり、策定の有無は市町村の判断に委ねられることとなりました。

しかしながら、社会情勢が目まぐるしく変化するとともに、市民ニーズも多様化する中で、市民や行政が長期的なまちづくりの展望を共有しつつ、協力しながら総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくためには、その指針となる総合計画が必要であり、法律による基本構想の策定義務の有無に関わらず、今後も継続して策定する必要があると考えます。

〈2〉計画の構成および期間

次期総合基本計画等の構成およびその計画期間は次のとおりとします。

①基本構想

まちづくりの長期的な指針として、まちの将来像やまちづくりの基本目標を示します。計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

②基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策体系・基本事業の体系を示すとともに、施策ごとの現状と課題を整理し、目的や方針、成果指標などを設定します。計画期間は、社会経済情勢等の変化に対応するため、5 年とします。

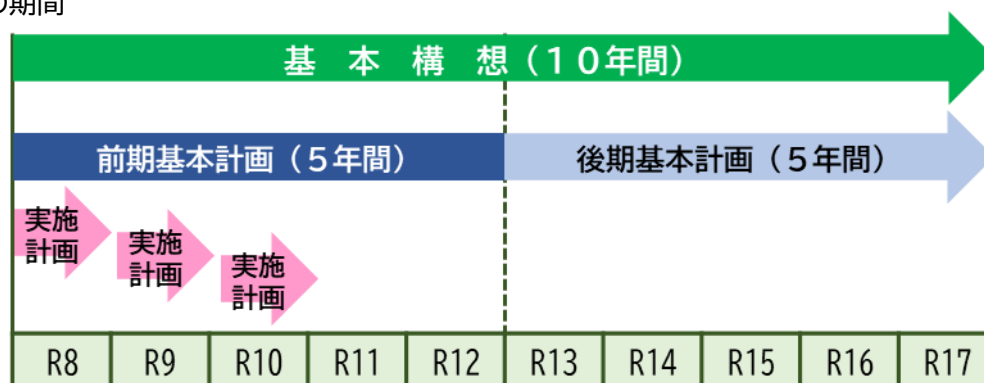
- ・前期基本計画 令和 8 年度～令和 12 年度〔5 年間〕
- ・後期基本計画 令和 13 年度～令和 17 年度〔5 年間〕 ※令和 12 年度に策定予定

③実施計画

基本計画を実施するための具体的な計画として、主要事業の内容を示すとともに、行財政改革の観点も交え、効率的かつ効果的な計画目標の達成を推進するものとします。

社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画はローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

■計画の期間



〈３〉人口フレームの設定とまちの将来推計

現行計画における目標人口は令和７（２０２５）年時点で 109,000 人と設定していますが、令和６（２０２４）年４月１日現在の（推計）人口は 107,800 人と目標人口を下回っている状況であり、従来の想定よりも早い速度で人口減少が進んでいます。

次期総合基本計画等の策定に際しては、新たな人口ビジョンを策定し、分野別計画の基本指標となる人口フレームとして、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に目標とする今後の人口規模を示します。また、人口動態も含めて、今後のまちの課題を市民と共有していく観点から、総務省が各自治体において作成を推進している「地域の未来予測」の要素も同時に包含し、行政需要や経営資源に関する長期的な将来推計を明らかにすることとします。

〈４〉複合的かつ実効性のある KPI の設定

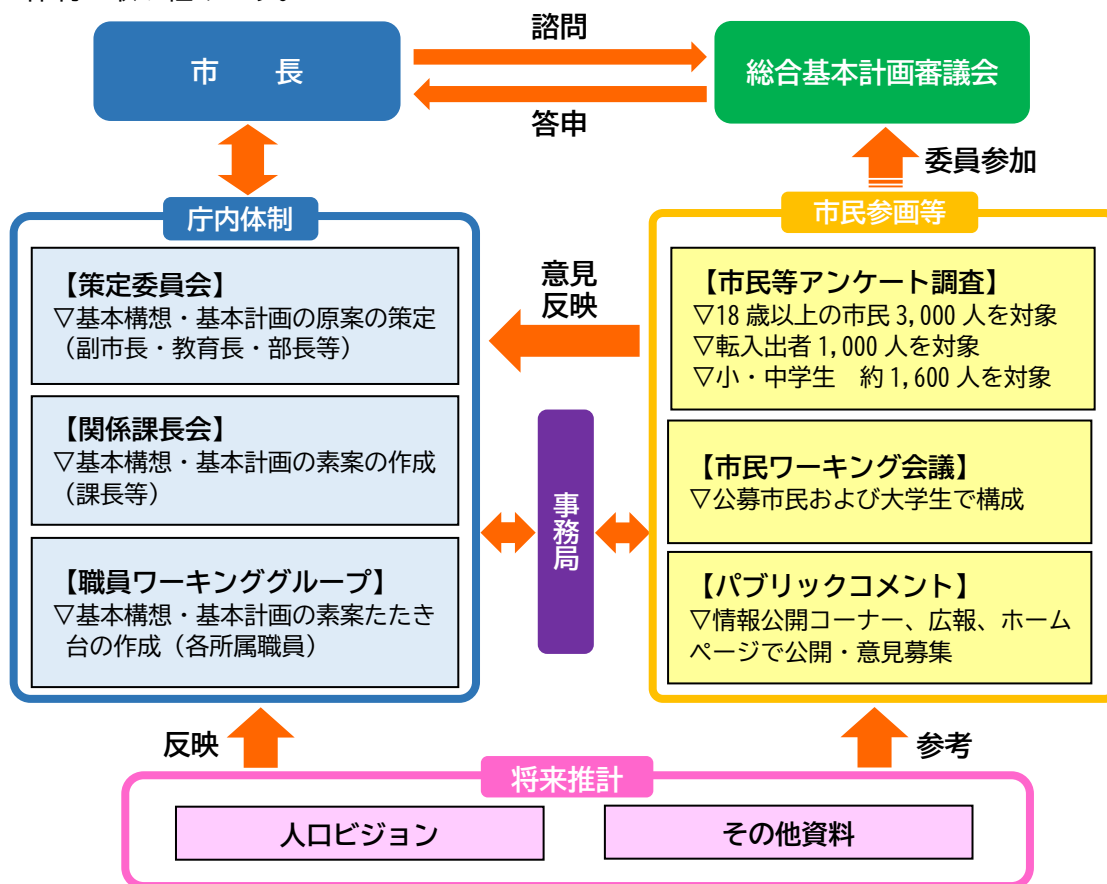
人口ビジョンを踏まえて策定する基本構想においては、従来の人口数に主眼を置いた量的な視点以上に、ウェルビーイングの要素を盛り込むなど、暮らしやすさや市民の幸福度等の質的な視点を一層重視し、人口減少下においても、一人ひとりが日々の生活から幸せを実感し、いつまでも暮らし続けることができる持続可能なまちづくりをめざしていくこととします。

そうした質的な目標の達成に向けては、各分野の施策を限られた指標で進行管理していくことは十分ではないことから、適切なロジックモデルの構築により、複合的かつ実効性のある KPI を設定していく必要があります。

よって、計画の進行状況の可視化を図る観点からも、次期総合基本計画等においては、各分野の個別計画において設定されている指標を参照しつつ、各施策目標において現行計画よりも複数の KPI を設定していくこととします。

4. 策定体制

策定にあたっては、総合計画審議会、市民ワーキング会議、庁内策定委員会など、市民と行政の協働の体制で取り組みます。



〈1〉市民参画体制

次期総合基本計画等に市民、関係団体等の意見を反映するため、策定の各段階において市民参画の機会を設けます。

- ① 市民等アンケート調査の実施
 - ・ 満 18 歳以上の市民（層化無作為抽出 3,000 人）
 - ・ 転入者・転出者（1,000 人）
 - ・ 小・中学生（小学 5 年生、中学 2 年生 約 1,600 人）
 - 【目的】 市民のまちづくりに関する意識、満足度の確認およびニーズ把握
- ② 市民ワーキング会議（ワークショップ方式等）の開催
 - ・ 2 回程度開催予定
 - ・ 抽選・応募による市民 20 名程度、大学生 10 名程度
 - 【目的】 市民のより具体的な意見、ニーズの把握
- ③ 総合基本計画審議会
 - ・ 公募市民委員の参画
 - 【目的】 策定最終段階における市民参画
- ④ パブリックコメントの実施
 - ・ 素案に対する意見募集の実施
 - 【目的】 幅広い市民からの意見の聴取

〈２〉庁内策定体制

市職員で構成する総合基本計画策定委員会において、次期総合基本計画等に関する調査・研究、素案などの検討・作成を行います。

① 総合基本計画策定委員会

- 〔役割〕・基本構想および基本計画の原案の策定
- ・総合基本計画審議会へ基本構想原案の諮問

② 関係課長部会

- 〔役割〕・基本構想および基本計画の素案の策定
- ・総合基本計画策定委員会へ素案の提出

③職員ワーキンググループ

- 〔役割〕・基本構想および基本計画の素案策定のための市の現状把握、課題整理、将来像の検討、研究など
- ・調査、研究成果の関係課長会への提出

〈３〉総合基本計画審議会

市長の諮問に応じ、次期総合基本計画等に関して調査および審議を行い、市長に答申を行います。

・【構成員】外部有識者、市議会議員、関係団体・機関、公募市民 等

※羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議と組織を統合することから、外部有識者については「産学官金労言士」の各分野の関係者も含めた構成とします。

5. 策定スケジュール

第7次総合基本計画・第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定スケジュール

令和6年11月7日時点

